

入札公告（電気工事及び建築一式工事）（変更）

横監契公告第1325号（令和6年2月15日）により公告した次の入札公告を下記のとおり変更します。

令和6年3月19日

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊横須賀地方総監部
経理部長 岡田健治

1 工事概要

- (1) 工事名 対潜隊照明器具等修繕
(調達要求番号：05-2-5231-2050-0010-00)
- (2) 工事場所 対潜資料隊庁舎
- (3) 工事内容 本工事は、対潜隊照明器具等修繕を行うものである。
- (4) 工期 令和6年9月30日（月）
- (5) 本工事は、資料提出及び入札を紙入札方式で行う工事である。
- (6) 本工事では、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

旧

3 入札手続等

- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和6年3月21日（木）午前10時10分

新

3 入札手続等

- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和6年3月28日（木）午前10時30分

入札公告（電気工事及び建築一式工事）（変更）

横監契公告第1325号（令和6年2月15日）により公告した次の入札公告を下記のとおり変更します。

令和6年2月20日

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊横須賀地方総監部
経理部長 岡田健治

1 工事概要

- (1) 工事名 対潜隊照明器具等修繕
(調達要求番号：05-2-5231-2050-0010-00)
- (2) 工事場所 対潜資料隊庁舎
- (3) 工事内容 本工事は、対潜隊照明器具等修繕を行うものである。
- (4) 工期 令和6年9月30日（月）
- (5) 本工事は、資料提出及び入札を紙入札方式で行う工事である。
- (6) 本工事では、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

旧

2 競争参加資格

- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該主任技術者は専任とする。

ア 元請工事における下請金額合計が4,500万円未満の場合、主任技術者を配置するものとし、2級電気工事施工管理技士及び2級建築工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

元請工事における下請金額合計が4,500万円以上の場合、監理技術者を配置するものとし、1級電気工事施工管理技士及び1級建築工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- ・建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者。

また、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者の兼務をすることができる（原則2件程度）。

新

2 競争参加資格

(7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該主任技術者は専任とする。

ア 元請工事における下請金額合計が4,500万円未満の場合、主任技術者を配置するものとし、2級電気工事施工管理技士及び2級建築工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

元請工事における下請金額合計が4,500万円以上の場合、監理技術者を配置するものとし、1級電気工事施工管理技士及び2級建築工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者。

また、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者の兼務をすることができる（原則2件程度）。

入札公 告（電気工事及び建築一式工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和6年2月15日

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊横須賀地方総監部
経理部長 岡田健治

1 工事概要

- (1) 工事名 対潜隊照明器具等修繕
(調達要求番号：05-2-5231-2050-0010-00)
- (2) 工事場所 対潜資料隊庁舎
- (3) 工事内容 本工事は、対潜隊照明器具等修繕を行うものである。
- (4) 工期 令和6年9月30日（月）
- (5) 本工事は、資料提出及び入札を紙入札方式で行う工事である。
- (6) 本工事では、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5・6年度における防衛省整備計画局施設計画課の建築工事等に係る有資格者で「電気工事」及び「建築一式工事」で級別の格付けを受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。
- (3) 防衛省競争参加資格の「電気工事」に係るC等級以上及び「建築一式工事」に係るD等級以上を有すること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、電気工事及び建築一式工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防

衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。) (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関の発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。(成績評定を行っている場合のみ。)

詳細は入札説明書による。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者(個別の工事に応じて、工種別に明示すること。)。

(7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該主任技術者は専任とする。

ア 元請工事における下請金額合計が4,500万円未満の場合、主任技術者を配置するものとし、2級電気工事施工管理技士及び2級建築工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

元請工事における下請金額合計が4,500万円以上の場合、監理技術者を配置するものとし、1級電気工事施工管理技士及び1級建築工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者。

また、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者の兼務をすることができる(原則2件程度)。

イ 削除

ウ 平成20年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関の発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。(成績評定を行っている場合のみ。)

また、当該実績が他発注機関の工事である場合も同様とする。

エ 削除

才 配置予定監理技術者の令和6年2月15日現在の手持ち業務量が5億円未満かつ10件未満であること。

ただし、令和6年2月15日現在の手持ち業務に横須賀地方総監部が発注した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、金額は対象外とする。また、令和6年3月21日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。また手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、南関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 南関東防衛局が発注した「電気工事」及び「建築一式工事」のうち、平成20年度以降令和4年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。（成績評定を行っている場合のみ。）
- (10) 横須賀地方総監部が発注した「電気工事」及び「建築一式工事」のうち、令和3年度及び令和4年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。
- (11) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (12) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (13) 南関東防衛局の管轄区域（神奈川県、静岡県及び山梨県）、東京都内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (14) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 担当部局

〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地

横須賀地方総監部経理部契約課 TEL 046-822-3500（内線：2253）

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和6年2月15日（木）から令和6年2月26日（月）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時から午後4時45分まで。

イ 交付場所 横須賀地方総監部経理部契約課

ウ 交付の方法 すべて、手交又は郵送（書留郵便に限る。）で交付を行う。

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 令和6年2月26日（月）午後4時45分

イ 提出方法 (1)に持参することとし、郵送（書留郵便に限る。）による場合は令和6年2月22日（木）必着とする。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和6年3月12日（火）午後4時45分

イ 提出方法 (1)に持参することとし、郵送（書留郵便に限る。）による場合は令和6年3月11日（月）必着とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年3月21日（木）午前10時10分

イ 場所 横須賀地方総監部経理部契約課入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行代理店 横浜銀行横須賀支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 海上自衛隊横須賀地方総監部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 海上自衛隊横須賀地方総監部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結

することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることがある。

- (6) 配置予定の主任技術者の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の主任技術者の変更を認めない。

- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施について（通知）」に基づき行うので、協力しなければならない。手続等を示した書類の照会場所は3(1)に同じ。

- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

- (9) 専任の主任技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもつて契約する場合においては、主任技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

- (10) 契約書作成の要否 要

- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (13) 詳細は、入札説明書による。